

1 概要の作成について

持続可能な活力ある社会を形成するためには、人権や多様性が尊重され、性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮できる男女平等参画社会の実現が求められています。

水戸市では、1995（平成7）年に「水戸市女性行動計画」を策定し、1996（平成8）年に「男女共同参画都市宣言」をしました。さらに、2001（平成13）年に「水戸市男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、2004（平成16）年には「水戸市男女平等参画推進基本計画」を、2015（平成27）年には「水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）」を策定しました。さらには、2017（平成29）年に働く女性の活躍を推進する「水戸市女性活躍推進計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた施策を、市民、事業者等と連携しながら、計画的かつ全庁的に推進してきたところです。

しかし、社会における固定的性別役割分担意識や男女の経済格差、職場における男女の地位の格差などは依然として存在していることに加え、国際的にも男女平等参画の推進が重要となっているほか、性的マイノリティの人権の尊重の具体的実現を図っていくことが時代の要請となっています。

これらの状況を踏まえ、誰もが互いにその人権を尊重しあい、性別にかかわらず多様な生き方や働き方を選択しながら、一人ひとりが輝くことができる男女平等参画社会の実現に向け、より一層の取組を推進するため、2020（令和2）年に、男女平等参画推進基本計画と女性活躍推進計画を一体的な計画として「水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）」を策定いたしました。

本概要は、「水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）（R2～R5）」における具体的事業の、令和3年度の進捗状況の把握と周知のため作成しております。